平成２７年（フ）第１９０号
函館市戸倉町30番18号　メゾンＫＴ７号館104号室
債務者　前田　俊輝
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１６６号
奈良県大和高田市三和町４番１―206号　パレ大和高田
債務者　関谷　知子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
和歌山県西牟婁郡白浜町1081番地の６　パールハイツ105
債務者　池田　幸司
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２５号
和歌山県西牟婁郡白浜町日置613番地
債務者　大谷　安宏
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字下里1354番地６　ＥＢＩＳＵマンション309号
債務者　新城　玄勝
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第３９９号
埼玉県幸手市大字円藤内303番地
債務者　遠藤　利春
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
埼玉県久喜市緑１丁目26―10―201　フラワーハイツ、住民票上の住所茨城県古河市牧野地207番地１　エヴァグリーン103号室
債務者　生方ひとみ
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１６号
埼玉県川口市東領家４丁目11番23号　飯塚ビル503号
債務者　眞島　敬幸
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2091番地４　ハイツ光ファミリー303、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2510番地１
債務者　光栄　茂春
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番12―408号
債務者　木村　文男
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
千葉県市川市若宮３丁目10番７―104号　（若宮マンションＤ棟）
債務者　宮崎　和浩
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４３号
千葉県船橋市習志野台４丁目60番10号　カーサ・アニメート206号
債務者　伊藤　一己
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８７号
千葉県船橋市日の出２丁目５番３号　フレグランス・セイジュ101号
債務者　影山　昭浩
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
北海道岩内郡岩内町字高台63番地８
債務者　杉本　幸子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第５０号
福島県喜多方市字寺町4697番地１、前住所福島県喜多方市関柴町平林字深田1347番地
債務者　武藤　正子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
群馬県前橋市上泉町1852―１　榎本ハイツ、住民票上の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺1062番地１
債務者　丸澤　慶子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
群馬県前橋市川原町１丁目58番地９
債務者　柴崎　千尋（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係